

# 『改正フロン排出抑制法へのご対応のお願い』

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類(CFC、HCFC、HFC)の排出抑制のため、業務用のエアコン・冷凍冷蔵庫の管理者(所有者など)には機器及びフロン類の適切な管理が法律で義務付けられています。  
弊社放電加工機に搭載されているユニットクーラは、業務用冷凍・冷蔵機器(第一種特定製品)に該当し、圧縮機の定格出力が7.5kW未満のものは簡易点検、7.5kW以上のものは簡易点検及び定期点検を法律に基づき実施する必要があります。  
また、機器の廃却の際にフロン回収を実施しなかった場合には罰金が科せられます。

## 1. 改正フロン排出抑制法対象機種

フロンを含む機器すべてが対象となります。

放電加工機搭載のユニットクーラのフロンを含む周辺設備

## 2. 改正フロン排出抑制法の概要

- フロンを含む機器を廃却する際にはフロン充填回収業者がフロンを回収した際に発行する引取証明書の写しが必要となります。廃却の際に引取証明書の写しがない場合は廃棄物・リサイクル業者に引き取ってもらえません。
- 機器を捨てる際にフロン類を回収しない違反には罰金が科せられます。

## 3. フロンを含む機器を使用している際の実施事項

- 保有する機器の点検を実施してください。  
簡易点検：すべての機器に対して、3ヶ月に1回以上実施。  
定期点検：第一種特定製品に該当する機器に対して、1年に1回以上、専門業者に委託して実施。

### 【点検内容】

点検種別	対象機器	点検頻度	点検内容
簡易点検	全ての機器*	3ヶ月に1回以上	目視確認による、機器の異音・異常振動、外観の損傷・腐食・錆び・油にじみ、熱交換器の霜付き、など
定期点検	圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器	1年に1回以上	<有資格者が実施> ①目視確認等 ②間接法：機器の運転状況記録などから判断 ③直接法：発泡液や蛍光材で確認

※放電加工機のユニットクーラ圧縮機の定格出力は7.5kW未満であり、簡易点検の実施が必要です。

型番：HE-UV300-01~02(0.65kW)、HE-UV3-03~04(0.65kW)、HE-SV50-W1~W4(0.65kW)、SAN1500(0.5kW)  
NWS75(0.75kW)、NWJ75(0.75kW)、NWJ220(2.2kW)、NWJ370(3.7kW)、GK-50-LFV(0.5kW)、TK-03-ME(0.3kW)  
AKZ-328~329(0.75kW)、AKZ-568~569(1.5kW)、HWH-V1000SBM2-22(1.8kW)、MLDD-22-N(2.2kW)  
MPDA-05(0.5kW)、MRDD-07-W-N(0.45kW)

上記以外の旧機種については別途、三菱電機メカトロニクスエンジニアリング株式会社にお問い合わせください。

- 改正** ○点検の記録は機器を設置してから廃棄した後も3年間保存してください
- フロン類の充填・回収は、第一種フロン類充填回収業者のみ行うことができます。
- フロン類の漏えいが見つかった場合、修理無しでのフロン類の充填は禁止です。
- 年間漏えい量が一定以上の場合、国に報告してください。(フロン類をCO<sub>2</sub>換算で漏えい量が1,000t-CO<sub>2</sub>以上の場合)

**改正** 令和2年4月1日施行の改正フロン法にて改正された項目

## 4. フロンを含む機器を廃棄する際の実施事項

- フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に依頼してください。
- 引取証明書(原本)は3年間保存してください。
- 改正** ○廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡して下さい。  
※機器廃棄時にフロン回収を実施しなかった場合、即座に刑事罰(50万円以下の罰金)が適用されます。

## 5. 本件に関する問い合わせ先

簡易点検の実施及び機器を廃却する際にご不明な点がございましたら、当社サービス関連会社である三菱電機メカトロニクスエンジニアリング株式会社にお問い合わせ頂きますようお願い致します。また、機器の管理方法やフロン類の回収等について詳しく知りたい方は、都道府県、環境省、経済産業省にお問い合わせ頂くか、下記ポータルサイトをご覧ください。

- フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon/>
- フロン回収業者の問合せ先ポータルサイト <https://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>
- ↑各都道府県別のフロン回収業者のリストが確認できます。